

包括外部監査の結果に係る措置通知について

1 措置通知があった包括外部監査

平成27年度	「外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について」
平成28年度	「高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について」
平成29年度	「生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事務の執行及び管理運営について」
平成30年度	「農林水産業の施策に関する事務の執行及び管理運営について」

2 いわき市長から措置通知があった日

令和元年8月22日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室文化振興課（いわき市立美術館）

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別（取扱い方針 5(1)ア～ウ）	ウ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(113 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(所蔵品・備品の資産管理について)</p> <p>美術館の所蔵品・備品の資産管理について検討した結果、以下の問題点があり改善が必要である。</p> <p>① 備品の台帳登録の漏れについて</p> <p>備品の現物確認を実施した際に、現物はあるが備品台帳一覧表には登録されていないものがあつた。注意して登録を行い、その結果をダブルチェックする必要がある。</p> <p>② 備品への資産管理帳票の貼付について</p> <p>財務規則に規定されている通り、原則備品には備品番号等を記載した備品整理票を貼付することとされているが、備品整理票が貼付されていないため、備品台帳一覧表と現物の確実な紐付けができないものがあつた。備品台帳と現物の紐付のため何らかの帳票を現物に貼付する必要があると考える。</p> <p>③ 所蔵品・備品の实地棚卸について</p> <p>現状、所蔵品に関しては、常設展で展示する際、また他の美術館に貸与する際など、必要に応じて、傷等がないか保存状態確認のために現物確認を行っている。但し、備品台帳と現物の照合手続、いわゆる实地棚卸を行ってはいない。美術品及び備品について、台帳登録資産の実在性、滅失や廃棄の状況、保存</p>	<p>①について、</p> <p>〔当該事項が発生した原因〕</p> <p>事務を遂行するうえで、注意不足等により登録が漏れたと考えられるものです。</p> <p>〔措置した内容及び再発防止策〕</p> <p>今後、登録漏れがないよう備品登録事務についての意識高揚に努め、定期的なチェックを実施して参りたいと考えております。</p> <p>②について、</p> <p>〔当該事項が発生した原因〕</p> <p>照明用のライトは熱を持つため、安全性を考え、備品整理票を貼付しなかったことによります。</p> <p>〔措置した内容及び再発防止策〕</p> <p>照明用のライトは熱を持つため、備品整理票に代わるものとして、番号のシールを作成し貼付しました。(平成 30 年度実施)</p> <p>今後は、備品台帳一覧表と現物の紐付けが確実にできるよう管理方法を工夫して参りたいと考えております。</p> <p>③について、</p> <p>〔当該事項が発生した原因〕</p> <p>今までの方法（保存状態確認のみ）で特に問題はないと考えてきたことによります。</p> <p>〔措置した内容及び再発防止策〕</p> <p>備品台帳と現物との照合手続きを定期的・計画的に実施して参りたいと考えております。</p>	

監査の実施年度 (平成 29 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ウ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
状態等を把握する観点から定期的・計画的に 実地棚卸を行うべきと考える。			